

## 小口リースのトラブルに注意!

- ▶ サプライヤーの販売行為によるトラブルが発生していますのでご注意ください。

例	確認する内容
「現在使用している電話機がつかえなくなる。」 (虚偽セールストーク)	本当に電話機が使用できなくなるか、通信事業者に確認してください。
「物件が故障しても、リース期間中はサプライヤー(販売店)が責任を持つ。」 (あいまいな保守・保証)	保守・保証の範囲、有償か無償かを確認し、契約内容を書面で締結することがトラブル防止につながります。
「ただで〇〇を差し上げる。」 (リースとは関係がない販売促進)	リース会社が提供するものではなく、リース契約とはまったく関係ありません。
「新たにリース契約をすれば、いままでのリース契約の残債務(リース料)は、サプライヤー(販売店)が全額負担するので、お客様の負担は一切ない。」 (リース契約の解約に伴う残債務に関する虚偽の説明)	いままでのリース契約の残債務がなくなることはありません。 まずは見積書に残債務が記載されているか確認してください。 見積書に残債務の記載がない場合、残債務の支払いがどうなるのかサプライヤー(販売店)に十分に確認してください。

- ▶ 悪質なサプライヤーがリースと偽り、他の契約(ローン、クレジット)を結ばせるケースもあります。
- ▶ 事業者間の取引はクーリングオフ制度が適用されませんので、契約書を締結する前に、しっかりと契約内容を確認してください。

リース契約のお申込み内容にご不明な点などがある場合は、リース申込書(契約書)に記載されているリース会社にご連絡ください。

社団法人リース事業協会  
JAPAN LEASING ASSOCIATION  
<http://www.leasing.or.jp>

リース事業協会「リース相談窓口」相談専用ダイヤル  
03-3595-2801

(お掛け間違いのないようお願いいたします)  
受付時間：平日 10:00~12:00/13:00~16:00

平成24年12月発行



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基  
づき、より多くの人に発やすく読みまちがえ  
にくいデザインの文字を採用しています。

## 小口リースを安心して ご利用いただくために

### ～トラブル防止のポイント～

- ◆ 小口リース取引では、原則として、お客様はリース会社と直接お会いすることなく、サプライヤー(販売店)と商談を行います。

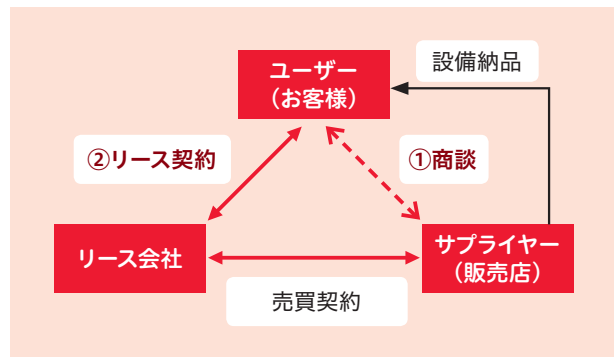
小口リース取引の対象設備(例)  
電話機、複合機、ソフトウェア、ホームページソフト、  
セキュリティ関連機器、節電器(電子ブレーカー)、  
自動販売機 等

- ◆ サプライヤー(販売店)の販売行為によるトラブルが発生しています。
- ◆ 小口リースをご活用いただく事業者の皆様方は、サプライヤー(販売店)との商談に際し、見積書などの書面で取引内容※を十分に確認したうえでリース契約を締結してください。

※ 例えば、対象設備の内容、解約条件、リース料金など。(リース期間中に支払うリース料総額の確認も重要です。)

社団法人リース事業協会

## 小口リース取引の仕組み・注意点



### ①商談

- お客様はサプライヤー（販売店）との間で設備導入に関する商談を行います。

### ②リース契約

- リース会社のお申し込みはサプライヤー（販売店）経由で行います。
- リース会社の所定の審査、リース会社の条件提示、手続き後にリース契約を締結します。  
※リースの対象設備はサプライヤー（販売店）が納品します。



商談時にサプライヤー（販売店）から必ず見積書（導入設備の名称・数量、金額など記載）を取得して、その場で内容を確認してください。

\*リース事業協会加入の小口リースを行うリース会社においては、サプライヤー（販売店）から取得した見積書の内容をお客様に確認することとしています。



リース申込書（契約書）に記載されている「リース物件名」、「月額リース料」、「リース期間」を確認したうえで、リース申込書（契約書）に記名（署名）・捺印をしてください。

\*リース期間中に支払うリース料総額の確認も重要です。



サプライヤー（販売店）経由でリース契約のお申込みをいただいた後、リース会社からユーザーに電話で契約内容などの確認をします。契約内容にご不明な点がありましたら必ず申し出てください。



現在リースで使用している設備を新たな設備に更新する場合、いままでのリース契約の取扱い（残債務の支払など）をどうするか、現在、契約をしているリース会社およびサプライヤー（販売店）と十分に協議をしてください。

## リース契約の特徴

### ①中途解約できません。

リース契約は中途解約できません。（お客様とリース会社が合意によって中途解約する場合は、残債務をお支払いいただくこととなります。）

### ②保守・点検は行いません。

リース会社はリース物件の保守・点検を行いません。トラブルを防止するために、保守が必要な物件は、別途サプライヤー（販売店）との間で保守契約を締結してください。（保守契約は書面で締結することをお奨めします。）

### ③所有権はリース会社にあります。

リース物件の所有権はリース会社にあります。このため、リース期間が終了した後は、リース会社に返還していただくか、リース期間を延長（再リース）していただくこととなります。お客様に所有権が当然に移転することはありません。

## ほかの設備調達方法との比較

設備を導入する場合にさまざまな調達方法があります。それぞれの特徴を理解したうえで、取引を行うことをお奨めします。

	リース	レンタル	銀行借入	割賦購入
中途解約	できない <sup>(※1)</sup>	できる <sup>(※2)</sup>	できない <sup>(※1)</sup>	できない <sup>(※1)</sup>
保守・点検	お客様負担	レンタル会社負担	お客様負担	お客様負担
経費処理	リース料の全額経費処理が可能	レンタル料の全額経費処理が可能	減価償却費と利息の費用処理が可能	減価償却費と利息の費用処理が可能
所有権	リース会社	レンタル会社	ユーザー	ユーザー <sup>(※3)</sup>
手続き	簡便	簡便	煩雑	簡便

(※1) 合意で解約する場合は、残債務の支払が求められます。

(※2) レンタル契約の内容によって異なります。

(※3) お支払が完済するまで売主に所有権が留保されます。